入札説明書

独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部の「平成28年度宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区宅地整備その他工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

１　掲示日　平成29年２月17日

２　発注者　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部
　　総務企画部長　田中　覚

３　工事概要
(1)　工 事 名　平成２８年度宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区宅地整備その他工事
(2)　工事場所　岩手県宮古市鍬ヶ崎地他
(3)　工事内容

整地土工		約V=5,300㎥
存置整備工		11箇所
擁壁工	H=1000～3250	約L=96m
車道舗装工		約A=930㎡
歩道舗装工		約A=860㎡

(4)　工　　期　契約締結の翌日～平成30年３月31日まで
※契約締結日
平成28年3月31日までの契約締結を予定している。

(5)　工事の実施形態
①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）（別添様式１）の受付の際に、競争参加資格確認資料、「企業の技術力」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工実績確認型）の試行工事である。
※施工実績確認型：簡易な施工計画の提出を求めず、企業の施工実績及び配置予定技術者の施工実績のみを評価する。
②　本工事においては、申請書の提出（ ただし、資料及び単価見積書の提出は持参によるものとする。） 及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難い者は、「紙入札方式参加承諾願」（「電子入札運用基準」の様式1） 及び「紙入札業者入力票」（「電子入札運用基準」の様式2）を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。※ 1
また、代表者から年間委任を受けた者のＩ Ｃ カードにより電子入札システムを利用する場合、以下の書類を提出することとする。ただし、平成27・28年度において既に提出している場合は、提出は不要。
「年間委任状」（「電子入札運用基準」の様式３）及び受任者のＩ Ｃ カードの企業情報登録画面を印刷したもの（「利用者情報」）。
※1　紙入札に係る承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」http://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願等の提出期間及び場所
受領期間：平成29年３月３日（金）午後４時
提出場所：〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階
独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部　総務企画部経理チーム
電話 019-601-6407
持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

４　競争参加資格
次の(1)から(13)に掲げる条件をすべて満たしている者であること。
(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
(2)　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について、土木工事Ｃ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく再審査により土木工事Ｃ等級の再認定を受けていること。)。
(3) 岩手県宮古市内に建設業法の許可を得た営業所（本店、支店、主たる営業所）が置かれている会社であること。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(5)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
(6)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、宮古市から指名停止を受けていないこと。
(7)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。
なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
(8)　３に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
(9)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（ 詳細は、当機構ホームページ(http://www.ur-net.go.jp/order)の「入札・契約情報」→ 「入札心得、契約関係規定」→ 「入札関連様式及び標準契約書等」→ 「標準契約書等について」→ 「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。） 。
(10)　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。
(11) 平成18年度以降に、申請書及び資料の提出期限までに、元請として完成した３に示す工事（以下「本工事」という。）と同種の工事の施工実績がある者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
なお、同種の工事とは次の要件を満たすものをいう。
「公的機関の発注する土木工事の実績があるもの」
同種工事の施工実績として認定する発注機関については、公的機関(当機構、公団、国、地方公共団体、公社等)のものし、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。
(12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①１級土木施工管理技士若しくは２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・技術士（建設部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

②　平成18年度以降に、担当技術者以上の技術者として次に掲げる工事の経験を有するものであること。

なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。

「公的機関の発注する土木工事の実績があるもの」

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合３名を限度とする。

(13)　当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に当機構が試行的に実施している枠組み協定型一括入札方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事を対象とする。以下本項において同じ。）において、平成26年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14)　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には別紙４－１元請適用除外誓約書及び別紙４－２を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する次の書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、次に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
雇用保険の加入した事を証明する書面とは、次に示すいずれかの書面とする。
・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

5　設計業務等の受託者等

(1)　４(7)の「３に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
平成25年度宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区整備工事三井住友建設・本間組建設共同企業体

(2)　４(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1)　施工実績（加算点の最大30点、評価点の小計×30/60）

①　企業の施工実績等について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の土工量2,000ｍ3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の施工経験　※1	実績が５件以上あり （土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の実績）	5.0	/5.0
	実績が２件以上あり （土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の実績）	2.0	
	実績が１件 （土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の実績）	0.0	
過去３年間の機構土木工事における工事成績評定の平均点※2※4	76点以上	5.0	/5.0
	74点以上76点未満	3.0	
	72点以上74点未満	2.0	
	70点以上72点未満	1.0	
	70点未満(実績なしを含む。)	0.0	
過去３年間の当機構土木工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無　※2※3	機構の表彰実績あり	5.0	/5.0
	国交省の表彰実績あり（局長表彰）	3.0	
	県又は政令指定都市の表彰あり	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	
ＩＳＯ認証取得状況	ISO 9001及びISO 14001認証取得あり	5.0	/5.0
	ISO 9001又はISO 14001認証取得あり	2.5	
	認証取得なし	0.0	
過去2年間における機構の街づくり等事業貢献者への表彰	表彰が複数ある	5.0	/5.0
	表彰が１件ある	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	

② 配置予定技術者の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
資格	技術士（建設部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」））	5.0	/5.0
	１級土木施工管理技士	3.0	
	２級土木施工管理技士	0.0	
過去10年間の土工量2,000ｍ3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の施工経験　※1※6	同種工事で主任(監理)技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が３件以上あり（土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事）	5.0	/5.0
	同種工事で主任(監理)技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が１件以上あり（土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事）	2.0	
	上記以外の技術者としての経験なし	0.0	
過去３年間に従事した機構土木工事における工事成績評定の平均点　※2※4※6	76点以上	10.0	/10.0
	74点以上76点未満	7.0	
	72点以上74点未満	4.0	
	70点以上72点未満	2.0	
	70点未満(実績なしを含む)	0.0	
過去３年間の当機構土木工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無　※2※3※6	主任（監理)技術者または現場代理人として機構の表彰工事に従事した実績あり	10.0	/10.0
	配置技術者として機構の表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任（監理)技術者または現場代理人として国交省の表彰工事に従事した実績あり（局長表彰）	5.0	
	主任(監理)技術者又は現場代理人として県又は政令指定都市の表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	表彰工事に従事した実績なし	0.0	
継続教育（ＣＰＤ）の取組状況　※5	団体推奨単位数以上を取得	5.0	/5.0
	団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	団体推奨単位数の70%未満を取得	0.0	

※1　施工実績は平成18年４月１日から本工事の掲示日までに完成し、引渡しの完了している工事とする。

※2　平成25年４月１日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする。

※3　複数の実績を記載した場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を

与える。

※4　工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が５件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

※5　継続教育（ＣＰＤ）の取組状況とは、(公)日本技術士会（推奨単位：50単位/年）、(公)土木学会(推奨単位：50単位/年)、(社)全国土木施工管理技士会連合会(推奨単位：30単位/年)、(公)地盤工学会(推奨単位：50単位/年)による、平成27年度の継続教育における取得単位数とする。

※6　施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過半以上の従事期間であること。

(2)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(3)　評価値は、価格評価点、技術評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

なお、技術評価点の最高点数は30点とする。

評　価　値 ＝ 価格評価点＋技術評価点

価格評価点 ＝ 100×（1－入札価格/予定価格）

(4)　失格要件

申請書が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。

(5)　申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7　工事費の算出

(1)　本工事の積算にあたっては、国土交通省において、東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）の現場状況を反映した土木工事積算基準等が策定されたことと同様に、「土木・造園工事積算要領（平成 27 年度版）都市再生機構」について次の補正を行っている。

①　土工の日当たり作業量を 20%低減（平成 26 年３月 14 日、国土交通省記者発表と同様）

②　コンクリート工の日当たり作業量を 10%低減（平成 25 年９月 12 日、国土交通省記者発表と同様）

③　「ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）」「バックホウ」「ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）」の建設機械損料について、運転１時間当り損料を５％割増（平成 26 年３月 14 日、国土交通省記者発表と同様）

④　間接工事費の算出にあたって、「土木・造園工事積算要領」により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率にそれぞれ下表の補正係数を乗じている。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．５
現場管理費	１．２

(2) 発注図面及び現場説明書は、下記のとおり対面にて配付する。
配付期限：平成28年２月17日（金）午前10時から３月３日（金）後４時まで
配付場所：　８(1)に同じ。

8　担当支社等
(1)　申請書及び資料に関する事項
〒020－0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階
独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部　市街地整備部
基盤工事チーム　電話：019-601-6463
(2)　入札及び契約に関する事項
〒020－0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階
独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部　総務企画部
経理チーム　電話：019-601-6407　FAX：019-604-3028

9　競争参加資格の確認
(1)　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
①　申請書の提出方法、期限及び場所
提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、予め提出日時を前日までに連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
またこの場合、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長３号封筒を参加表明書と併せて提出すること。
提出期限：平成28年３月３日（金）後４時まで
提出場所：　８(1)に同じ。

(2)　申請書は、別添様式１により作成すること。
(3)　資料は、次に従い作成すること。
①　登録状況
当機構東日本地区における土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けている者は、別添様式２より平成 27・28 年度の一般競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。
②　同種工事の施工実績
４(10)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別添様式３に記載すること。
なお、実績として記載した工事の履行を証する書類の写しを提出すること。

③　技術者の経験又は資格

４(11)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の経験は別添様式４に記載し、資格等を証明する書類として資格証の写しを添付すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。ただし、配置予定技術者を複数記載する場合、６(1)における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。

入札書投函後改札までの期間及び落札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

④　施工実績

６(1)に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を別添様式５、６に記載すること。

また、平成25年４月１日から掲示日までに当機構発注の土木工事、国土交通省各地方整備局発注の一般土木工事（局長表彰において優良工事表彰がある場合）は、その工事概要等を記載し、表彰状の写しを添付すること。

当機構発注の管工事で、平成25年４月１日から掲示日までの工事成績評定書のうち直近５件の工事に関するものについて写しを添付すること。ただし、５件に満たない場合は該当期間のものすべてについて添付すること。

⑤　契約書の写し

②の同種工事の施工実績　工事成績、③の配置予定の技術者の資格・工事経験等及び④の施工実績の施工経験について確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者図面に限る。）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。

(4)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年３月10日(金)までに通知する。

(5)　その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　契約担当役は、提出された申請書及び資料を、技術提案提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

⑤　申請書及び資料に関する問合せ先

(3) ②～⑤に関して　・・・８(1)に同じ。

(3) ①に関して　　・・・８(2)に同じ。

⑥　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書（様式１）を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル

（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH形式又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(6)　申請書及び資料を提出した者のうち、競争参加資格要件に適合しない場合は参加することができない。

１０　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

①　提出期限：競争参加資格がない旨の通知をした日の翌日から起算して４日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後５時

②　提出場所：８(2)に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙方式にて提出場所に持参するものとする。

(3)　発注者は、説明を求められたときは、平成29年３月17日（金）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(4)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(5)　発注者は、(3)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

１１　再苦情申立て

(1)　10（3）の説明に不服がある者は、電子入札システムもしくは紙により説明に係る回答を受け取った日から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に）規定する行政機関の休日（以下「休日」を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

①受付場所：　〒020－0021

岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階

独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部　総務企画部

経理チーム　電話：019-601-6407　FAX：019-604-3028

②受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

(2)　発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(3)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(4)　発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

11(1)①に同じ。

１２　入札説明書に対する質問

(1)　この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む。）に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①　提出期間：平成29年２月17日(金)から平成29年３月17日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）。

②　提出場所：８(1)に同じ。

③　提出方法：持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①　期　　間：平成29年３月22日(水)から平成29年３月24日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

②　場　　所：〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階
独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援本部

１３　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

①　入札の締切日時及び入札書の提出方法

入札方法：電子入札システムによること。ただし発注者の承諾を得て紙入札とする場合は８(2)に持参または郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。

締切日時：平成29年３月27日(月）午前10時から正午まで。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は正午まで（必着)。

②　開札の日時、場所及び方法

日　　時：平成29年３月28日（火）午前10時30分

場　　所：〒020-0021
岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号朝日生命盛岡中央通ビル６階
独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部 入札室

開札方法：開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要。)。

１４　入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書は当機構ホームページの電子入札ページの様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の３ 桁の数字を必ず記入すること。入札書の提出期限までに８(2)に持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。電送による提出は認めない。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回の入札で落札者がない

ときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積合せを行うことがある。

なお、見積合せの執行回数は、原則として２回を限度とする。

１５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。

１６　工事費内訳書の提出

(1)　本件の入札に際しては、第１回の入札において、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2)　工事費内訳書の様式は自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事内訳書提出者の入札を無効とする。

①　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③　添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤　その他未提出又は不備がある場合

(4)　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１７　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合は、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要)。

① 第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する（紙による入札者が代理人により再度入札に参加する場合は委任状を提出すること。)。

紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

② 入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。見積り合わせ執行回数は、原則として２回を限度とする。

１８　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札（見積）心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、提出された見積書の金額と入札時に提出された工事費内訳書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

１９　落札者の決定方法

(1)　落札者の決定は６(2)による。

(2)　最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙１のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

(3)　６(2)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書別紙２として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

２０　支払条件

前払金50％以内、中間前払金又は部分払２回（どちらか一方を選択)、完成払

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約においては、前払金を請負金額の10 分の２以内とする。

２１　その他

(1)　入札参加者は、別冊入札心得及び別冊契約書案を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を遵守すること。

※別冊入札心得及び別冊契約書案については、当機構ホームページ(http://www.ur-net.go.jp/order)に記載。

(2)　申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は、９(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4)　当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、開示対象文書になる。

(5)　契約者は、工事請負契約締結時に、別紙３「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約事項」を同日付けで締結するものとする。

(6)　当該入札説明書に関する問い合わせ先
　８と同じ。

(7)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、９時15分から17時40分まで稼動している。
　システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(8)　システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報　電子入札のホームページに公開している。

(9)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
　電子入札システムヘルプデスク　電話03-5606-1752
　電子入札ホームページ　http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/
・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先
　ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、７(1)へ連絡すること。

(10)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(11)　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(12)　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、次のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

①に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は1者応募である場合はその旨

③　当機構に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以　上

【交付資料】

・入札説明書（本資料）

別添様式１　競争参加資格確認申請書

別添様式２　一般競争参加資格認定書

別添様式３　同種工事の施工実績

別添様式４　配置予定技術者の資格・経験

別添様式５　企業の施工実績等

別添様式６　配置予定技術者の施工実績

別紙１　低入札調査について

別紙２　確認書

別紙３　個人情報の保護に関する特約条項

別紙4-1　元請適用除外誓約書

別紙4-2　元請適用除外誓約書（理由書）

・図面（別途配布）

・現場説明書（別途配布）

・特記仕様書（別途配布）

別添様式１

（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興本部
　総務企画部長　田中　覚　殿

住　　所
商号又は名称
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成29年２月17日付けで手続開始の公示のありました「平成２８年度宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区宅地整備その他工事」に係る一般競争に参加を希望したく、別添様式２～６の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

注）　返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長形３号封筒を申請書と併せて提出すること。

別添様式２

・当機構東日本地区における土木工事に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定
（土木工事Ｃ等級）

提出者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管工事に係る平成 27・28 年度一般競争参加資格認定書の写しを提出

別添様式３

同種工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		施　工　実　績　事　例
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	総額　　百万円（出資比率分　　％　　百万円）
	工　　期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
	受注形態	(1)　単独　　(2)共同企業体（出資比率　　％）
工事概要等	工事等内容	
	施工数量	

（注１）施工実績は、入札説明書 4(11)に示す工事について記載すること。
（注２）施工実績を証する次の書類を添付すること。
①「工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS)」で証明できる場合は、契約書に代えて登録ﾃﾞｰﾀ（竣工時）の写し
②登録ﾃﾞｰﾀが無い場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）等
※契約書、設計図書（一般図程度）等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でﾏｰｸし、根拠等を適宜添付すること。
（注４）施工実績は、平成 18 年度以降（過去 10 年間）に完成した工事とする。

別添様式４

配置予定技術者の資格・経験

<table>
<tr><td colspan="2">主任技術者又は
監理技術者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">会社・所属・役職・従事期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">法令による資格・免許</td><td>一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号）
監理技術者資格（取得年及び登録番号）
監理技術者講習（取得年及び終了証番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">経験の概要</td><td>工　事　名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>発　注　機　関　名</td><td></td></tr>
<tr><td>施　工　場　所</td><td>（都道府県名・市町村名）</td></tr>
<tr><td>契　約　金　額</td><td></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td>年　　月～　　年　　月</td></tr>
<tr><td>従　事　役　職</td><td></td></tr>
<tr><td>工　事　概　要</td><td></td></tr>
</table>

（注１）専任で配置すること。
（注２）該当工事の CORINS の写し等を添付すること。
（注３）添付資料
　１）CORINS に登録ﾃﾞｰﾀがない場合は、工事名称等及び工事概要が確認できる、①契約書（写し）及び②設計図書・仕様書（写し）等
　　※契約書及び設計図書・仕様書等は、A3 又は A4 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書・仕様書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でﾏｰｸし、根拠等を適宜添付すること。
　２）配置予定者の、資格を有することを証する書類の写し等
　３）提出以前に３ヶ月以上の雇用関係があることを確認する資料
　４）共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）
（注４）施工実績は、平成 18 年度以降（過去 10 年間）に完成した工事とする。

別添様式５

企業の施工実績等

会社名

評価項目	評価基準	配点	実績内容	チェック欄
過去10年間の土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１m以上の擁壁工事の施工経験※1	実績が５件以上あり（土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１m以上の擁壁工事の実績）	５点	○○○工事（H○.○.○） ○○○工事（H○.○.○） ○○○工事（H○.○.○）	
	実績が２件以上あり（土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１m以上の擁壁工事の実績）	２点		
	実績が１件（土工量2,000m3以上の整地工事かつ高さ１m以上の擁壁工事の実績）	０点		
過去３年間の機構土木工事における工事成績評定の平均点	76点以上	５点	○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ※注４，５	
	74点以上76点未満	３点		
	72点以上74点未満	２点		
	70点以上72点未満	１点		
	70点未満（実績なしを含む）	０点		
過去３年間の当機構土木工事又は、国土交通省各地方整備局発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無	機構の表彰実績あり	５点	表彰実績あり 【○○支社】H○.○.○ ○○○工事 ※注３，５	
	国交省の表彰実績あり（局長表彰）	３点		
	県又は政令指定都市の表彰あり	２点		
	表彰の実績なし	０点		
ＩＳＯ認証取得状況	ISO 9001及びISO 14001認証取得あり	５点	認証取得あり ISO 9001 ISO 14001 ※注５	
	ISO 9001又はISO 14001認証取得あり	2.5点		
	認証取得なし	０点		

（注１）　工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。

（注２）　施工実績は、平成18年度以降（過去10年間）資料の提出日の前日までに完成した工事とする。

（注３）　過去３年間の表彰は、機構発注管工事、国交省各地方整備局発注一般土木工事（局長表彰）における平成25・26・27年度及び資料の提出日の前日までの表彰とする。複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。

（注４）　過去３年間の成績評定は、機構発注管工事における平成25・26・27年度及び資料の提出日の前日までに通知された成績評定とする。ただし、実績件数が６件以上ある場合については、通知日で直近５件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の通知日の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。

（注５）　工事成績評定通知書、優良工事表彰状、ISO認証書、街づくり貢献業者表彰状（写し）等を添付すること。

（注６）　チェック欄については記入しないこと。（機構のチェック用として使用。）

別添様式６

配置予定技術者の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　※注１，２

評価項目	評価基準	配点	実績内容	ﾁｪｯｸ欄
資格	技術士（建設部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」））	5 点	○○○（取得年及び登録番号）	
	１級土木施工管理技士	3 点		
	２級土木施工管理技士	0 点		
過去10年間の下水道本管工事と道路舗装工事の施工経験	同種工事で主任(監理)技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が３件以上あり（土工量 2,000m3 以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の実績）	5 点	○○○工事（H○.○.○） ○○○工事（H○.○.○） ○○○工事（H○.○.○）	
	同種工事で主任(監理)技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が１件以上あり（土工量 2,000m3 以上の整地工事かつ高さ１ｍ以上の擁壁工事の実績）	2 点		
	上記以外の技術者としての経験なし	0 点		
過去３年間に従事した機構土木工事における工事成績評定の平均点	76 点以上	10 点	○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ○点：○○○工事（H○.○.○） ※注５，６	
	74 点以上 76 点未満	7 点		
	72 点以上 74 点未満	4 点		
	70 点以上 72 点未満	2 点		
	70 点未満（実績なしを含む）	0 点		
過去３年間の当機構土木工事又は、国土交通省各地方整備局発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無	主任（監理)技術者または現場代理人として機構の表彰工事に従事した実績あり	10 点	表彰実績あり（現場代理人） 国土交通省○○地方整備局局長表彰 ○○○工事（H○.○.○） ※注４，６	
	配置技術者として機構の表彰工事に従事した実績あり	5 点		
	主任（監理)技術者または現場代理人として国交省の表彰工事に従事した実績あり（局長表彰）	5 点		
	主任(監理)技術者又は現場代理人として県又は政令指定都市の表彰工事に従事した実績あり	3 点		
	表彰工事に従事した実績なし	0 点		
継続教育（ＣＰＤ）の取組状況	団体推奨単位数以上を取得	5 点	(社）○○○　○単位取得 (○/○)×100=○％ (団体推奨単位数１年間○単位） ※注７	
	団体推奨単位数の 70％以上を取得	2.5 点		
	団体推奨単位数の 70％未満の取得	0 点		

（注１）　主任(監理)技術者ごとに、本資料を作成すること。
（注２）　主任(監理)技術者を複数記載する場合、技術者の施工実績の評価点が最も低くなる者の評価点を採用する。
（注３）　工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。た

だし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。

（注４）　過去 3 年間の表彰は、機構発注管工事、国交省各地方整備局発注一般土木工事（局長表彰）における平成 25・26・27 年度及び資料の提出日の前日までの表彰とする。複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。

（注５）　過去 3 年間の成績評定は、機構発注土木工事における平成 25・26・27 年度及び資料の提出日の前日までに通知された成績評定とする。ただし、実績件数が 6 件以上ある場合については、通知日で直近 5 件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近 5 件目の通知日の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。

（注６）　優良工事表彰状、工事成績評定通知書（写し）等を添付すること。また、配置予定技術者を証明できる資料（写し）も添付すること。

（注７）　継続教育（CPD）の取組状況については、(公)日本技術士会、(社）全国土木施工管理技士会連合会、(公）土木学会、(公）地盤工学会が発行する、平成 27 年度における単位取得数を証明する書類（写し）を添付すること。

（注８）　チェック欄については記入しないこと。(機構のチェック用として使用。)

別紙１

低入札価格調査について

１　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第２項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

　ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/108 を乗じて得た額をいう。以下に同じ。）に９/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては９/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に７/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては７/10 を乗じて得た額とする。

イ　直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
ロ　共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
ハ　現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
ニ　一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

２　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

３　低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

イ　その価格により入札した理由
ロ　契約対象工事付近における手持工事の状況
ハ　契約対象工事に関連する手持工事の状況
ニ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
ホ　手持資材の状況
ヘ　資材購入先及び購入先と入札者の関係
ト　手持機械数の状況
チ　労務者の具体的供給見通し
リ　過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
ヌ　経営内容
ル　イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
ヲ　リの機構発注工事の成績状況
ワ　経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
カ　信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
ヨ　その他必要な事項

４　低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して５営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

イ　当該価格で入札した理由（様式１）
ロ　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）
ハ　手持工事の状況（様式６－１、様式６－２）
二　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）
ホ　手持ち資材の状況（様式８－１）
へ　資材購入予定先一覧（様式８－２）
ト　手持ち機械の状況（様式９－１）
チ　機械リース元一覧（様式９－２）
リ　労務者の確保計画（様式 10－１）
ヌ　工種別労務者配置計画（様式 10－２）
ル　施工体制台帳（様式 15）
ヲ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 16）
ワ　経営内容（過去 3 年間の賃借対照表及び損益計算書）
カ　誓約書（様式 17）

５　必要に応じ、４以外の説明資料の提出を求めることができる。

６　当該調査の結果は、公表することがある。

以　上

様式１

当該価格で入札した理由

様式２－１

積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

工事名					
工事区分・工種・種別	単　位	数　量	金額（円）	ＶＥ提案等による縮減額（円）	備　考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

様式２－２

内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

工事区分・工種・種別・細目	規格	単位	数　量	単価（円）	金額（円）	ＶＥ提案等による縮減額（円）	備　考

様式２－３

一般管理費等の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額（円）	備考
一般管理費等		
・・・・・		
・・・・・		
・・・・・		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
・・・・・		
・・・・・		

様式３

ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票（１）	縮減額（円）:
コスト縮減票（２）	

様式６－１

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工　　事　　名 （工　事　地　先　名）	発注者名	工　　期	金　　額	備　考
				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式６－２

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工　　事　　名 （工　事　地　先　名）	発注者名	工　　期	金　　額	備　考
				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式７

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

様式８－１

手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価（原価）	調達先（時期）

様式８－２

資材購入予定先一覧

工種種別	品名規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係（取引年数）

様式９－１

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	ﾒｰｶｰ名	単価（原価）	専属的使用予定日数

様式９－２

機械リース元一覧

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	ﾒｰｶｰ名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係（取引年数）

様式 10－１

労務者の確保計画

工　　種	職　　種	労務単価 （円）	員　　数 （人）	下 請 会 社 名 等 （取引年数）

様式 10－２

工種別労務者配置計画

工種	種別	配置予定人数									計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	配管工	電工	運転手(一般)	・・・	・・・	・・・	

様式 15〔標準様式〕　　年　　月　　日

施工体制台帳

【会社名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事業所名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
建設業の許可	工事業	大臣 特定 知事 一般 第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

	区分	名称	住所
契約営業所	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

【下請負人に関する事項】

会　社　名		代表者名	
住　　所 電話番号			
工事名称及び工事内容	〒 （　　－　　－　　）		
工　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契約日	年　　月　　日

建　設　業 の　許　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　　号	年　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　　号	年　　月　日

現場代理人名	
権限及び意見 申 出 方 法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

様式 16

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

発注者	工　事　名	工　期	予定価格	落札価格	低入札価格調査対象の有無	工事成績評定点

様式 17

誓　約　書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いません。

下記のとおり誓約します。

記

1　契約対象工事名

2　申込みに係る金額（税込み）

3　契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）

4　不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法

5　３の額を下回る金額で受注しようとする理由

以　上

契約担当役
〇〇〇〇〇 殿

平成　年　月　日
社名
代表取締役　氏　名　　印

別紙２

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と請負者○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙Ａのとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者及び受注者は確認する。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：平成２８年度宮古市鍬ケ崎・光岸地地区宅地整備その他工事

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙Ａ）

平成○○年○○月◇▲日

発注者　　住所

氏名　　㊞

受注者　　住所

氏名　　㊞

別紙Ａ

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は次のとおりである。

１　○○○に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

２　◎◎◎に関すること。

①　△▽▲▼
②　◇◆◇◆
③　・・・・

３　※※※に関すること。

以　上

別紙3

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成　年　月　日付けで締結した平成２８年度宮古市鍬ヶ崎・光岸地地区下水道その他工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報

三　発注者の事業に関する審議、検討又は協議過程にある情報など、通常公開されていない情報

四　受託者が業務に関して知り得た情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は

書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに）、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　年　月　日

発注者　　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号

氏名　独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援本部

総務企画部長　田中　覚　　印

受注者　　住所

氏名　　印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

2　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等
受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ
①　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。
②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。
※私物の使用は一切不可とする。

3　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等
台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順
①　郵送や宅配便
複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。
②　ファクシミリ
原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。
・送信先への事前連絡
・複数人で宛先番号の確認
・送信先への着信確認
※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること
③　電子メール
個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイ

ルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。

(4)　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

平成　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取 扱 者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
　○○本部　○○部長　○○　○○　殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

１　確　認　日　　平成　年　月　日

２　確　認　者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
平成　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③　郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④　ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		

確　認　内　容	確認結果	備考
⑤　ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥　添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦　１回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧　持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
①　業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
②　業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8　返還等		
①　業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
②　個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　携帯電話機の使用		
①　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
②　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告		

確　認　内　容	確認結果	備考
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。